

徴収猶予(減免)特例制度等に基づく申請について

制度の概要



新型コロナウイルスの影響により収入が大幅に減り、且つ一時に市税等を納付できない方(法人)に向けた市税等の納付(納入)を一定期間猶予または減免する制度です。

制度の利用には申請が必要で、申請内容の審査があります。

※現時点では、市県民税、固定資産税、軽自動車税の減免制度はございません。

対象者

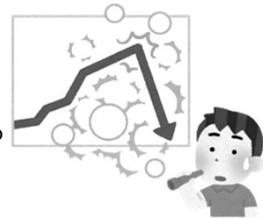
新型コロナウイルスの影響で収入が減ったことのほかに、次の2つの要件を満たす必要があります。

1. 収入減の目安

昨年度同月と比べて収入が2割～3割程度減った

2. 一時に市税等を納付できない

市税の納付に充てる資産がない、もしくは保有する資産を市税等の納付に充てる
と生計の維持や事業継続が困難な事情



対象となる市税



○猶予

令和2年2月1日～令和3年2月1日までに納期限を迎える市税(市県民税、固定資産税)

○猶予もしくは減免

令和2年2月1日～令和3年3月31日までに納期限を迎える国民健康保険税、介護保険料

申請方法



所定の様式(申請書)に必要な事項を記入し、収入や資産状況のわかるものを添付して小美玉市役所 収納課あてに申請します。

申請は、相談を受けながら窓口で作成することも可能ですが、郵送での申請も可能です。ウィルス感染の可能性を極力減らすために外出、来庁しての相談はお控えください。

申請後、新たに発生した市税等については、それぞれ申請が必要です。

まずはお電話でご相談ください。

申請後



お客様からの申請を受理後、それぞれの担当課が内容を審査し、猶予又は減免について判断します。該当非該当にかかわらず担当課からご通知を差し上げます。(郵送)

申請後、申請内容の確認が必要な場合、担当課から連絡をすることがあります。また、資産状況等について確認のため法律に基づく調査をする場合があります。

猶予を受けた場合



猶予期間中は猶予を受けた市税等は下記の取り扱いとなります。

1. 督促状は発付しません
2. 本来の納期限が猶予期限まで延長になります
3. 延滞金は全額免除となります

※国民健康保険税、介護保険料の減免を受けた場合は、減免後の税額が猶予を受ける金額となります。

納付について

猶予期間内に市税等を納付(納入)していただく必要があります。

猶予した市税以外に新規に発生した市税等はそれぞれの納期限内に納付(納入)が必要です。

その他

猶予制度は、あくまで猶予期間中、市税の納付を猶予する(お待ちする)もので、猶予期間内に納付が必要です。一括納付にかかる負担を減らすため、猶予期間中の分割納付もご相談を承ります。

**徴収猶予特例制度に関するお問い合わせは
小美玉市役所 収納課 まで
Tel: 0299-48-1111 (代表)**

〇水道料金のご相談について

新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道使用料金の支払いが困難な方については、支払猶予などについて電話でのご相談をお受けしております。

<お問い合わせ先>

小川地域・美野里地域でのご利用の方は

「小美玉市上下水道料金お客様サービスセンター」

住 所： 小美玉市中野谷501-216(小美玉市水道局事務所1階)

電 話： 0299-36-8811

受付時間： 平日の午前8時30分～午後5時15分

玉里地域でのご利用の方は

「湖北水道企業団お客様サービスセンター」

住 所： 石岡市田島2-6-4(湖北水道企業団事務所内)

電 話： 0299-24-5558

受付時間： 平日の午前8時30分～午後5時15分

